◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27

○大支公告第11号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北陸新幹線、九頭竜川橋りょう他（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　福井県福井市栗森町、上野本町、中藤新保町地内

⑷　工事内容　本工事は、北陸新幹線、高崎起点414㎞251ｍ～415㎞746ｍ（Ｌ＝1,495ｍ）間のうち、ＰＰＣＴ桁橋７連（Ｌ＝45～25ｍ）、ＲＣ場所打Ｔ桁橋21連（Ｌ＝20～８ｍ）、ＰＰＣ箱桁橋２連（Ｌ＝50ｍ）、７径間連続ＰＣ箱桁橋１連（Ｌ＝414ｍ）、ＲＣ橋台２基、ＲＣ橋脚19基、ラーメン高架橋10連（６～３径間）、ニューマチックケーソン６基、場所打杭322本（ＲＣ橋台60本、ＲＣ橋脚132本、ラーメン高架橋130本）、他の工事である。

⑸　工期　60箇月間

⑹　使用する主な資機材

生コンクリート　約60,000㎥

鉄筋　約22,000ｔ

ＰＣ鋼材　約270ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は、競争参加確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者または４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）鉄道建設本部大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）土木」（以下、土木という。）及び「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）プレストレストコンクリート」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構鉄道建設本部大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。

ア）構成員３者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

イ）構成員４者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が第３位の構成員は、土木の客観点数1,000点以上の者とし、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①及び③又は⑤（当該工事実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、①については出資比率が構成員中最大のものに限り、③及び⑤については出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者であること。ただし、代表者と第２位の構成員で③及び⑤の実績を満たすこととする。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から⑥のいずれか（当該工事実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合ものに限る。）を有するものであること。ただし、代表者と第２位の構成員で③及び⑤の実績を満たすこととする。

出資比率が第３位及び第４位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から⑥のいずれか（当該工事実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合ものに限る。）を有する者であること。

①　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張り出し工法）

②　ＰＣ上部工新設工事

③　ケーソン工による橋りょう基礎工事

④　ケーソン工による工事

⑤　鉄道ラーメン高架橋新設工事

⑥　橋りょう新設工事

⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成24年度及び平成25年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員について、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につきそれ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。出資比率が第２位の構成員に専任補助者を配置する場合は、出資比率が第２位の構成員の主任（監理）技術者に同種工事の施工経験を求める場合に限るものとする。